



令和6年8月5日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県最低賃金専門部会
部会長 土屋 直樹

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和4年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額987円）は、令和4年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告については、別紙3のとおり、賃金引上げに対する各種支援等に関する使用者代表委員としての要望を含めた上で、最終的に公労使の全会一致で合意に至つたものである。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 鈴木 奈穂美
土屋 直樹
福田 素生

労働者代表委員 近藤 正人
迫 幸太郎
高橋 克彦

使用者代表委員 嶋田 昌美
廣澤 健一
藤本 浩正

(五十音順)

別紙1

埼玉県最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する労働者

前号の地域内の事業場で使用される労働者

3 適用する使用者

前号の労働者を使用する使用者

4 第2号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,078円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

別紙2

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 987 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和4年度

(3) 生活保護水準（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人ロ加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,507円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$987 \text{ 円} (\text{埼玉県最低賃金}) \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 138,433 \text{ 円}$$

賃金引上げに対する各種支援等に関する国への要望

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実にかつ速やかに実施することを国に対し要望する。

記

- 1 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、申請状況の実態把握による事業効果の検証と、検証から得られた内容の充実を図ること。また、埼玉労働局における令和5年度業務改善助成金を活用した事業場へのアンケート結果「申請を検討する以前から業務助成金の制度があることを 56%の事業所が知らなかった」を踏まえ、更に幅広い業種で利用がなされるよう周知等の徹底を要望する。
- 2 中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、最終消費者の理解を得るための方策も含めた効果的な価格転嫁対策を徹底するとともに、金利の上昇局面における事業環境の変化や国民生活への影響を注視し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 3 いわゆる「年収の壁」による就業調整は、労働者自身の収入が増加しないだけでなく、企業の人手不足にもつながるものである。
そのような中、非正規労働者が多い一部の業種において、社会保険料を自費で負担する者としない者の間に不公平が生じるとの理由で「年収の壁・支援強化パッケージ」を活用しないケースがあり、就業調整が一向に改善しない状況が生じている。故に、「年収の壁・支援強化パッケージ」については速やかな仕組み見直しが必要である。また、今後の最低賃金引上げの審議に際しては、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができる制度への根本的な見直しが必要不可欠であり、厚生労働省のみならず、政府を挙げて取り組むことを求め る。

以上